

一般社団法人四国フロアボール連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人四国フロアボール連盟と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、フロアボール競技の普及・振興を図ると共に、競技者の心身の健全なる育成と、生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. フロアボール競技の普及・振興を図ること。
2. フロアボール競技の競技会を開催すること。
3. フロアボール競技者の競技力の向上、指導者、審判員等の育成支援。
4. フロアボール競技を中心とした各種スポーツ教室及び健康づくり教室の開催。
5. 青少年、学生等に対するフロアボール競技の普及支援。
6. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業を行うこと。

第3章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、正会員および賛助会員とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同して入会する個人、法人又は団体。社員総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、当法人の運営に資するために入会する個人、法人又は団体。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めた入会申込書を理事長に提出するとともに、定款及び諸規定を遵守、当法人の活動に積極的に参加するものとする。

- 2 理事長は、前項の会員申込書の提出があった時は、入会基準に照らし入会の可否を決定、通知しなければならない

(経費等の負担)

第7条 正会員および賛助会員は、社員総会によって別に定める入会金・年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
3. 半年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総正会員の同意があったとき。

(退社)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

1. 当法人の定款または規則に違反したとき。
 2. 当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき。
 3. 当法人が所有しまたは管理する知的財産権を故意に侵害したとき。
 4. その他、除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 当法人は、会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

1. 定款の変更
2. 他の法人との合併、解散及び残余財産の処分
3. 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
4. 役員の選任及び解任、報酬の決定、会員の除名
5. 入会金及び会費の額の決定
6. 長期借入れ金額の決定及び借入限度額の決定、その他の新たな義務の負担及び権利の負担
7. 事務局の組織及び運営
8. その他社員総会に決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

- 2 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、社員総会の目的たる事項およびその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前までに（書面投票または電子投票を認める場合は2週間前までに）書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代わる電磁的方法により議決権を行使、若しくは他の会員を代理人として議決権を委任することができる。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 長期借入金
5. 重要財産の処分または譲受け
6. 事業の全部の譲渡
7. 解散および継続
8. 合併契約の承認
9. その他法令または本定款で定めた事項

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を当法人の代表理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事および監事は社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議により理事の中から定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事（清算人も含む）のうちには、それぞれの理事について、その理事と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号に規定する一定の特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務および財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不相当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会において、総正会員の半数以上で総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与其他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

- 第31条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時、場所、および社員総会の目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止および変更に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び重要な使用人の選定および解職
- (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分および譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第31条第1項の責任の一部免除および同条第2項の責任限定契約の締結。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事および各監事に対して書面または電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、理事長および議長ならびに出席理事、監事はこれに署名もしくは記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第41条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第42条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議により定める。

(財産の支弁)

第43条 当法人の経費は、当法人の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第47条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 当法人の公告は、電子公告による。但し、電子公告による公告が不可能なときは当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第53条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。(省略)

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。